

相談支援体制の整備について

1. 現状と課題

- ・相談員の担当件数が過多のため、新規相談の受付が難しい状況が続いており、市町によっては待機やセルフプランで対応をせざるを得ない状況が続いている
- ・相談支援専門員の業務が繁雑化する中、勤務時間が限られ動きが取りにくい
- ・各市町において、相談支援体制の現状把握がされていないこともあり、業務過多のため指定特定相談支援事業所は切迫している(特に障害児計画相談)
- ・サービス提供事業所も人員不足・高齢化(特にヘルパー事業)・定員の空きがないなど、新規受付やサービスの利用調整が難しい
- ・丁寧な相談支援をする余裕や時間がない
- ・業務時間内に書類作成をする時間の確保が難しい
- ・ひとり事業所が多い

2. 課題解決への取り組み

- 事業を継続していくためには収入を上げること、地域の中で支え合える仕組みづくりが重要となる
- 相談支援は相談支援専門員だけでなく、市町との協力体制のもと、窓口での相談対応や機能を確立する必要がある

市町における体制整備でできること

- ・相談支援事業の基本報酬の区分を上げるため、圏域内の事業所間で協働体制を作る
- ・加算の取得をするための保存書類の作成の簡素化、様式の整備
- ・相談支援業務の中身を精査し、業務の簡素化、効率化を図る
- ・圏域内すべての市町で基幹相談支援センターを設置(2町未設置)し、基幹相談支援センター・主任相談支援専門員が中心となり各市町での後方支援と地域づくり、人材育成を行い中核的な役割を担い相談支援の底上げを行う

⇒ 体制整備を行うことで、事業所の収入の増額が見込め、継続した事業運営や人材確保につながる。また、市町や関係機関と情報共有をしておくことで動きが取りやすい。

3. 地域自立支援協議会の活性化

協議会の機能を活かし、地域課題に取り組む

- ・福祉分野だけでなく、多分野(医療・保健・福祉・教育・農業・防災など)も含め地域内で関係機関が集まれる機会を作り、顔の見える関係作りを行う
- ・個別の課題から地域の課題を抽出し、解決に向けた検討を行う(地域自立支援協議会の定期的な開催)
- ・相談が多岐に渡るため、複雑化する支援困難なケースをチームとして検討する
- ・地域の中で柔軟な構成ができ、協議できる場を作り誰もが住みやすいまちづくり